

1999

8月号

365

広報



かわ



# 夏の涼

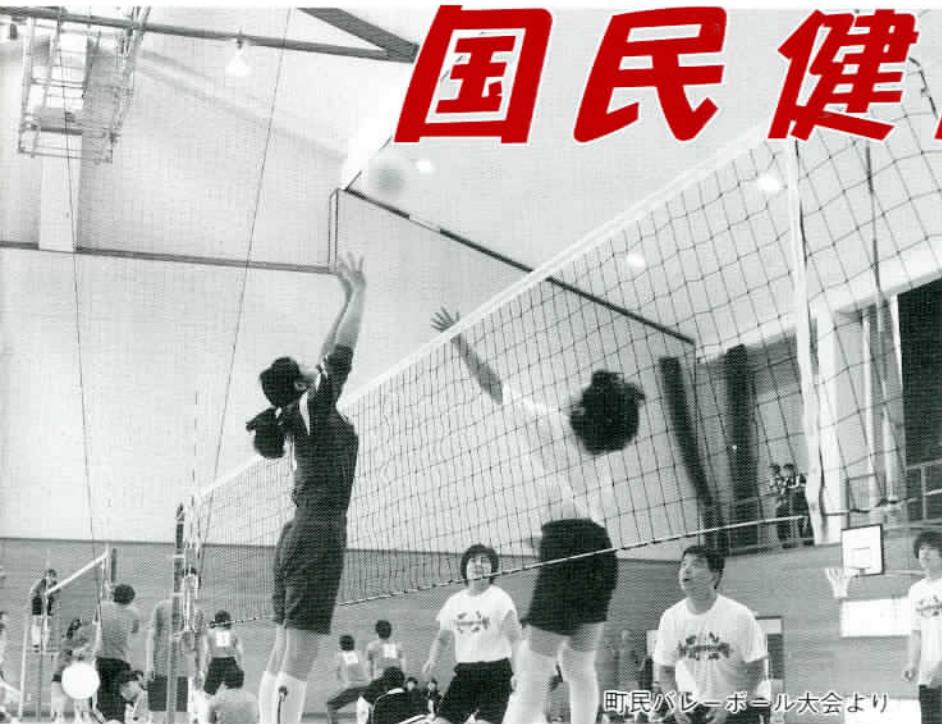
# 盆踊り大会

上・中・下金江津3地区の盆踊り大会から



健康な暮らしを守る

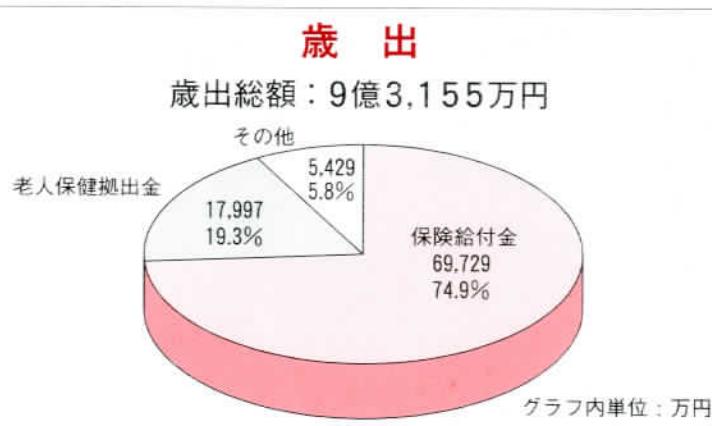
# 国民健康保険



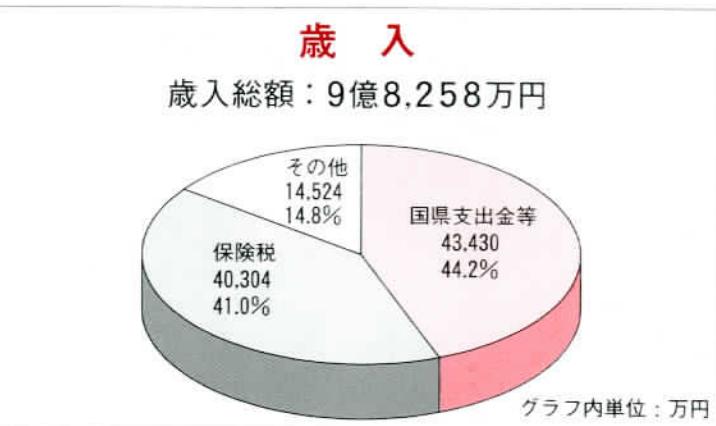
町民バレー ボール大会より

みなさん一人ひとりの  
保険税が国保を支えています

国民健康保険は、いつ起こるかわからない病気やケガに備えて、加入者のみなさんがお金を出して医療費等にあてる助け合いの制度です。保険証を提示すれば、かかった医療費の一部を病院等に支払うだけで医療が受けられます。また、70歳（一定の障害がある場合は65歳）から老人保健制度の加入者になり、医療費の負担がいくぶん軽減されます。



平成十年度国民健康保険特別会計の決算状況をみると、支出総額は九億三千五百五十五万円でした。このうち、支出の中心の保健給付費（病院にかかった時や出産、死亡時に支払う費用）は六億九千七百二十九万円で全体の七四・九%をしめています。一方、収入をみると、収入総額九億八千二百五十八万円のうち、私たちが納めた保険税額は四億三百四万



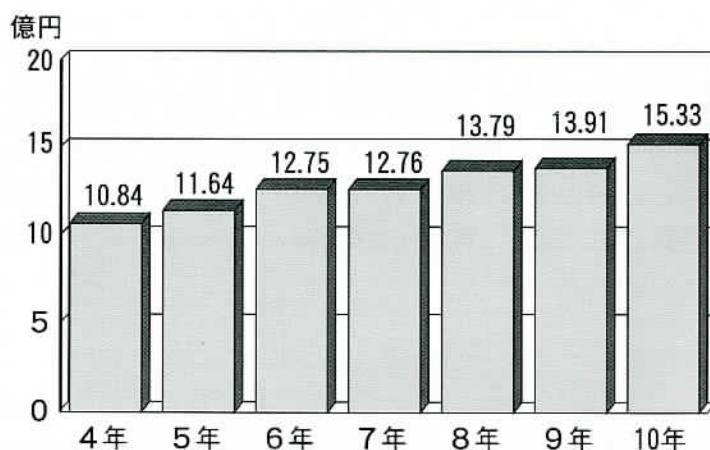
円で、収入総額に対して四一・〇%を占め、国県支出金の四億三千四百三十万円（四四・二%）とともに国民健康保険運営の大きな柱となっています。このように、国保税は、制度を維持するための大切な基盤であり、国や県からの負担と合わせて、私たちの健康な暮らしを守る重要な財源になっています。

## 平成十年度国保会計決算状況

# 十五億三千三百万円

平成十年度の医療費は十五億三千三百万円で、九年度（十三億九千百万円）と比べると約十%の増額になっています。

## 河内町医療費の推移



## 数字で見る河内町の十年度

一世帯当たり



763,085円

一人当たり



293,663円

支払った医療費

一世帯当たり



217,187円

一人当たり



83,581円

納めた保険税

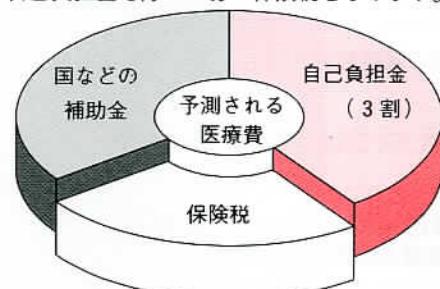
### こんなとき14日以内に届け出を！

こんなとき		手続きに必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	印かん、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	外国人が入るとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知
	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
	同じ市町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん、保険証、在学証明書
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	印かん、身分を証明するもの（使えなくなつた保険証など）
	出かけいや長期の旅行	
	就学のために、別の住所を定めるとき	

\*ご本人が署名する場合は、印かんは不要です。

### 保険税の決め方

その年に予測される医療費から、国などの補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う自己負担金を除いた分が保険税となります。



所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の所得に応じ 所得×7.76%	世帯の資産に応じ 資産税×50%	世帯の加入者数に応じ 1人14,000円	一世帯ごとに 23,000円

一世帯ごとの保険税が決まります

課税限度額 53万円



# お年寄りが 医療を受けるとき

70歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人は『老人保健制度』で医療を受けられます。70歳以上の誕生日を迎えたら、14日以内に保険年金窓口に届け出て（町より通知が届く場合があります。）「健康手帳」「医療受給者証」の交付を受けてください。

## 対象となるのはいつからか？

70歳の誕生日の翌月から老人保健で医療を受けます。ただし、月の初日が誕生日にあたる場合は、その月からの開始となります。

### ☆ 老人保健制度 ☆

#### 医療費の自己負担額

	外 来	入 院
平成11年 4月1日から	1日につき 530円	1日につき 1,200円
支払いの 方法など	<p>1か月に4回 (2,120円)を限度として、一つの医療機関ごとに支払います。 ただし医科と歯科では別々に支払います。</p>	<p>入院日数分支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方は1日500円を入院日数分支払います。 (入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証が必要となりますので事前に申請してください。)</li> <li>住民税非課税世帯等の方は1か月に35,400円を限度とします。 (入院時一部負担金限度額適用認定証が必要となりますので事前に申請してください。)</li> </ul>

※平成11年度の臨時特例措置として、7月より医療機関等に支払う薬剤一部負担金は国が支払うことになります。

#### ◆◆◆ 増えつづける医療費 ◆◆◆

##### お医者さんの上手なかかり方 — 医療費を有効に使うために —

- ①重複受診をやめよう
- ②できるだけ診療時間内に受診しよう
- ③むやみに薬をほしがるのはやめよう
- ④早期発見・早期治療を心がけよう
- ⑤家庭医をもとう
- ⑥健康診断を受けよう

#### 老人医療費の費用負担



\*ただし平成3年老人保健法改正により介護に重点をおく医療については〈拠出金：公費=1:1〉の割合で負担することになっています。

#### お医者さんにかかるとき

病院などの窓口で、保険証・健康手帳・医療受給者証を提示してください。

#### 河内町老人保健医療費の推移

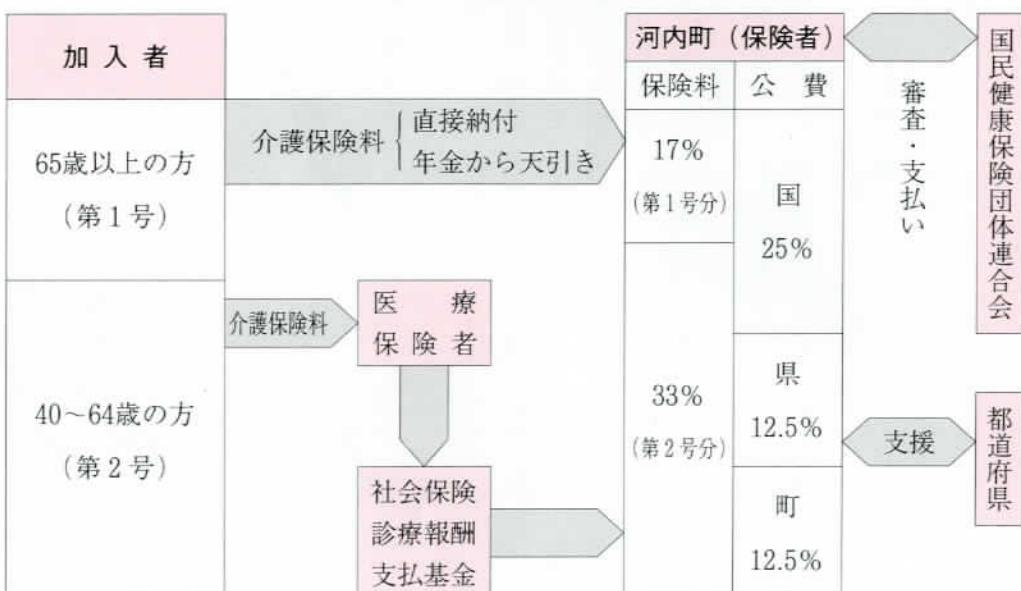




介護を社会全体で支えるため、加入される皆さんに介護保険料を納めていただきます。今月は、介護保険料の算定方法、納め方等について掲載いたしました。

	第1号被保険者（65歳以上の方）	第2号被保険者（40～64歳の方）														
算定方法	町で策定した保険料をもとに個人の所得に応じて、5段階の介護保険料が設定されます。	加入している医療保険によって、介護保険料は異なります。														
・納め方	<table border="1"> <tr> <td>老齢福祉年金受給者 生活保護受給者</td><td>基準額×0.5</td></tr> <tr> <td>住民税世帯非課税</td><td>基準額×0.75</td></tr> <tr> <td>住民税本人非課税</td><td>基準額×1</td></tr> <tr> <td>住民税本人課税 (所得金額250万円未満)</td><td>基準額×1.25</td></tr> <tr> <td>住民税本人課税 (所得金額250万円以上)</td><td>基準額×1.5</td></tr> </table> <p>* 基準額とは、町で算定された保険料の平均額</p> <p>〈納付方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町へ直接納付（普通徴収）           <ul style="list-style-type: none"> <li>年金の額が、年間18万円未満の方</li> <li>年金より天引き（特別徴収）               <ul style="list-style-type: none"> <li>年金の額が、年間18万円以上の方</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	基準額×0.5	住民税世帯非課税	基準額×0.75	住民税本人非課税	基準額×1	住民税本人課税 (所得金額250万円未満)	基準額×1.25	住民税本人課税 (所得金額250万円以上)	基準額×1.5	<p>〈国民健康保険加入者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保算定ルールを使い介護保険料を設定</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>所得割額</td><td>資産割額</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>平等割額</td></tr> </table> <p>※4方式又は2方式(赤斜線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40～64歳の世帯員分を国民健康保険税に上乗せして、世帯主が納付</li> <li>半分は、国庫負担</li> </ul> <p>〈健康保険、共済組合などの加入者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険者ごとに介護保険料を決定 (標準報酬×介護保険料率)</li> <li>健康保険料に介護保険料を上乗せして給料から天引き</li> <li>半分は、事業主負担</li> <li>被扶養者分は、被保険者が皆で負担するので、新たに納付する必要なし</li> </ul>	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	基準額×0.5															
住民税世帯非課税	基準額×0.75															
住民税本人非課税	基準額×1															
住民税本人課税 (所得金額250万円未満)	基準額×1.25															
住民税本人課税 (所得金額250万円以上)	基準額×1.5															
所得割額	資産割額															
均等割額	平等割額															
保険証	全員に交付 	要介護認定の申請があり、認定結果が出た時に交付														

## 介護保険料のしくみと流れ



介護保険制度では、サービスの給付に必要な費用の半分を公費（国、県、町からの負担金）でまかない、残りの半分をみんなの介護保険料でまかねます。

## 介護保険の財源

# 町議会定例会

## 一般質問

六月二五日から二九日にかけて  
開かれた第二回定例会では、二件  
の一般質問がありました。

その概要をお知らせします。



### 平成十年度一般会計決算

#### 見込みについて

平成十年度の決算状況は、歳入総額五八億二九二万二千円、歳出総額五四億三五二五万一千円で実質収支としては三億四七三万三千円です。

平成九年度の実質収支は三億一三〇〇万円で、経常収支比率については九年度が八三・一、十年度については九・七パーセントと高く決算見込みの段階で厳しい査定が必要と感じています。十年度決算については、物件費が旅費等の減額により一千円ほど減額になっています。又十一年度については時間外手当の減額、特別職報酬の引き下げ、管理職手当の一部カット等全般的な行政努力で経常経費を減らしていく努力をいたしております。

十年度末基金については、財調基

金が二億八六〇〇万円、特定目的基金は一一億一六〇〇万円が三億七六〇〇万円取崩し七億四〇〇万円です。維持補修費については維持補修などの新設改良なのかとらえ方で大分違ってきます。県とのヒアリングが終了した時点で申し上げます。滞納額ですが、現年度分が二五八二万三千円で昨年度より四〇〇万円減っております。滞納繰越し分は八三〇〇万五千円でトータル一億八八二万八千円です。収納率については住民税は昨年度は定額減税であり、本年度は定率で率が下がりそのままの関係で収納率は上がりました。固定資産税については社会経済情勢に影響され、ある程度落ちてくるのではないかなどといふことです。法人税も同じようにいわれています。

財政運営につきましては、給食セント、三保育所、幼稚園、そういう事業等々が多くどうしても経常収支比率が上がりますが、今後合理的かつ、機能的な運営をすることによ

### 町政一般について

生活雑排水については、下水道計画区域の世帯は下水道への加入、区域外になっているところは合併浄化槽の補助事業ということで排水対策工事を進めていますが供用開始をされているところでは、水洗化率が三十パーセント前後です。土地改良事業で新たに整備された水路と既存の水路を利用していた人で、下水道に入した人と今も浄化槽やそのまま生で放流している人がいます。又、水

り当然下がります。公債費についても、公債費が少ないから健全財政とは言わない、なぜなら住民が要望する道路網、あるいは生活網、そこに住む人たちの生活の安定基盤、安心してくらせる、それが一番だと考えております。又、補助事業により財政負担を少なくして事業を実施していきたい。直販センターも、国でも初めての地域食品流通構造改善基盤整備事業を取り入れ実施をしてまいりました。できるだけそういうものをきめ細かく勉強しながら運営をしていきたい。そういうことで財政的には健全財政を目指しながら、経常経費、物件費を下げて、基本的には建設的な経費を伸ばしていくよう努めをいたいと考えています。

広域行政の問題については、介護保険も広域でやりなさいというのが持論です。茨城県も広域でという方向になつてきまして、話し合いがあるわけです。昨日稲敷郡内で話し合いがありましたが、各町村独自で実施

議会だより

# 議会だより

路の管理についてもはつきりわからぬところがあり、土地改良区の管理は圃場整備の区域でその他の水路が汚れどぶ化しています。下水道担当課としては、個別に訪問あるいは広報かわちを利用し、又、手紙や電話等による加入推進を行なっています。それから、地元排水設備の指定工事店がございますが、業者さんからも接続の推進について、営業に歩いて欲しいということでお願いをしています。建築確認申請の際、土地改良区で放流同意を出しておられる中で下水道が整備された時点で接続替えをするという条件が付されており、窓口でも書類で一筆もらっています。今後はその辺も含め、土地改良区さんとタイアップし排水路の水質浄化のため接続の推進を図っていきたいと考えています。又、河内町の人口では公共下水道は大きな負担になります。第二榮橋等が完成しますと大きく様変わりするのではないかと思います。ベットタウン化もし下水道の利用率も上がるのではないかと思われます。地域の議員の皆様にも推進方お願いしながら、効率良い運営をしたいと考えています。

地域活性化の問題ですが今までには、国あるいは県の交付金・補助金等をいただいて地方自治を運営してきたが、今度は、地方が積極的に取組み、

そこに住む人たちの産業を安定させ、経済対策もしなければならない時代であろうと思います。又、だんだん高齢化をしてまいり、六十五歳以上の人人が二十パーセントを越えてしましました。今度、皆さん方にご承認をいただきました町営住宅の建設をしながら、下水道でのできた地域周辺に住宅地あるいは工業団地の開発等も視野に入れながら計画を進めたいと思っています。厳しい予算ですので、道路改良についても計画性をもつて積極的に取り組んでいき、皆さんとお約束した項目を一つ一つ実行に移すべき計画を立てているところであります。新総合計画を基軸としてやつていきたいと思っております。

## 生涯学習課

### 中央公民館がらのお知らせ



10月から月曜日が完全休館日になり、土日は開館します。(祝祭日は休館)

■問合せ先 ■生涯学習課 ☎84-2843

### 文化財(仏像・仏画)調査にご協力を

9月下旬、町内の文化財の第2次調査を前回(平成8年)に引き続き、茨城大学教授「田中義恭先生」にお願いすることになりました。集会所、個人所有の仏像・仏画等で調査を承諾、希望される方は下記までご連絡下さい。

◎民族資料調査委員会委員長 杉田 恒夫  
☎84-2081

◎文化財保護審議会委員長 大宮 孝詮  
☎84-2139

### 歴史講演会のご案内

- ◆演題 『下利根川の俳諧』
- ◆講師 立教大学文学部教授 加藤 定彦先生
- ◆日時 11月14日(日)午後2時から4時
- ◆場所 河内町中央公民館
- ◆主催 河内町編さん委員会

### 夏季スポーツ大会結果



第4回町民バレーボール大会

- ★優勝 紫陽花
  - ★準優勝 スカイリバー
  - ★3位 つぼみ
- (7月11日)  
農業者トレーニングセンター



第2回河内町ドッジボール大会

- 男子  
★優勝 第4分館
- ★準優勝 第6分館
- ★3位 第5分館A

(7月18日)  
河内町総合グランド



- 女子  
★優勝 第3分館
- ★準優勝 第2分館
- ★3位 第1分館

# 農業者支援センターだより

14

## 新農業基本法の示すもの

農政改革の出発点ともいえる「新農基法案」が十二日、成立しました。新法が、旧法と違う所は「食料、農業、農村基本法」と表示されるとおり、

### 一、食料の安全保障の確保

### 二、農業の多面的機能の発揮

### 三、農業の持続的な発展

### 四、農村の振興

の四つの基本理念を、国民的視点から明確に示したものといえます。

この法による政策の実施に当たっては、さまざまな課題はあるものの、二十一世紀にふさわしい広い視野をもつ法律だという評価があるようです。

特に農業振興に対する具体的な施策が盛り込まれていることに、農業団体などは高く評価しているようです。



今年も盆が明け 収穫の秋”スタート

ただ、世界一の飽食国家である日本国民に、真に食料、農業、農村の重要性が本当に理解されるか、という疑問の声もあるようです。

国民の食生活の著しい洋風化が、自給率の低下の原因となるのであれば、これこそ国としても「国民的合意」を強くもとめる政策が必要です。しかしこれについても、食糧の自由な選択、という観点からは、問題がないとは言えません。

ちなみに、小麦の自給率を一%上げるには現在の二倍、大豆では三倍の作付けが必要だとされています。

基本法の制定を受けて、国は新しい農業改革案をつぎつぎと打ち出していますが、生産者、または農居住者としてわれわれは、自助努力を重ねながら、農政の方向をこれまで以上に厳正、慎重に見とどけてゆく必要があるのでないでしょうか。

また、食料安全保障の確保として自給率の向上（小麦、大豆、飼料作物など）があります。

現在わが国の食料自給率は四一%

中期、長期ともにたいへん悲観的で

物など）があります。

で世界最下位とされています。世界

的な食糧需給の見通しについても、

いたならば、現在の農村の状態はもつ

と改善されていたはずで、今回のこ

の「国民的合意」の徹底により、

農村が見直されるならば、新しい農

村の振興が約束されることになります。

レディースゴルフ開講式

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

1日(木)府議、塵芥処理組合管理者

3日(土)高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

4日(日)レディースゴルフ開講式

5日(月)県介護保険広域化推進会議

新東京国際空港長

しらさぎ台区長來庁

直販セントー視察来町（美

和村）、ふるさとかわち視察来町

藤代町農業公社

ふるさとかわち視察来町

火土木事務所と打合せ、町交

通対策協議会

遺族会壮年部定期総会

会議

内支部総会

靖國神社参拝

高齢者福祉ゲートボール大

会議、農業振興会議、安全協会河

# 町のできごと



見事3位入賞の武田舞子さんと  
茨城県南支部長の高山昇二さん

## 全国空手道選手権大会 3位入賞

7月31日、8月1日の2日間、福岡県北九州市において第42回全国小・中学生空手道選手権大会が開催され、本県代表で金江津中2年の「武田舞子さん」が中学2年女子組手の部において見事第3位に入る健闘を見せました。

武田さんは茨城県中学校空手道連盟の強化選手にも選ばれており、2002年茨城県で開催されるインターハイでの活躍が期待されます。



役場に設置された塔の前で、町長、竜ヶ崎税務署長、青色申告会役員の皆さんとスナップ

このほど町と青色申告会の共同事業により、青色申告制度の普及・推進並びに納税意識の高揚を図る目的で「青色申告宣言の町」塔が町内4ヶ所（役場前、浄玄、公民館入口、常総大橋交差点）に設置されました。

設置にあたっては、町の平成10年度税に関する中学生の標語入選作品8点を掲載し親しみのある塔となっています。

## 『青色申告宣言の町』塔を設置

それでもあなたは飲みますか…？

### 飲酒運転撲滅作戦

- ◎家庭崩壊 —— 離婚や一家離散のケースも…
- ◎失業 —— 会社からの解雇、廃業に追い込まれたりする
- ◎免許取消し・停止
  - ◆酒酔い運転 違反点15点で即、免許取消しになり2年以下の懲役か10万円以下の罰金
  - ◆酒気帯び運転 違反点6点で即、免許停止になり3カ月以下の懲役か5万円以下の罰金



竜ヶ崎警察署・竜ヶ崎地区飲酒運転追放連絡協議会



本年5月19日に発足した竜ヶ崎地区飲酒運転追放連絡協議会により飲酒運転追放「駅頭」キャンペーンが実施されました。

これは「夏の交通事故防止県民運動」の一環として7月23日(金)JR佐貫駅東口において行われたもので、龍ヶ崎市・河内町地区協議会員及び飲酒運転追放モデル事業所等合わせて50名により、都内への電車通勤者が多い地域性を生かし、駅頭で帰宅者を対象に飲酒運転追放等を訴えながら啓発物を配布して意識の啓発を図りました。

## 忘れていませんか？ 地域振興券

使用期限は9月30日までです。

河内町地域振興券は、9月30日で使用期限の6ヶ月間になります。交付額6千2百万円に対し、7月25日付け（出納室調べ）で未使用額が1千5百万円もあります。

未使用的地域振興券をお持ちの方は、必ず期限内にご使用ください。

## 年に1回の定期検診を習慣づけ、早期発見・予防！

### ●子宮がん●

#### ☆検診の普及で、死亡率が減少してきた子宮頸がん

子宮がんには、子宮の入り口の部分にできる子宮頸がんと、奥の部分にできる子宮体がんがあります。日本人の場合、子宮がんの約85%が子宮頸がんと言われていますが、検診の普及などに伴い、早期に発見されることが多くなり、死亡率が年々低下しています。

#### ☆子宮頸がんのピークは、40歳代！！

### ●乳がん●

#### ☆増える傾向の乳がん

乳がんは従来、欧米に多く、日本では少ないがんでした。しかし近年、発生率、死亡率とも増加傾向にあります。原因としては、生活様式（特に、食生活）の西洋化に伴った女性ホルモンの変化が大きく関わっているようです。

#### ☆乳がんの発生のピークは、40歳代！！

→そこで町では、これらの検診を、30歳以上の女性を対象に下記の通り実施します。今年度から、乳がん検診に“マンモグラフィー”を導入しました。

マンモグラフィーとは、乳房をレントゲン撮影する検査です。この撮影法では、手に触れない段階のがんが発見できます。

■ 対象者	30歳以上の女性（原則として）
■ 申込方法	保健センターまで電話、または直接窓口へ ☎84-4486・84-3682
■ 調査方法	子宮がん・・・検診車による細胞診 乳がん・・・問診・視診・触診 マンモグラフィー（40～60歳の希望者）
■ 料金	子宮がん・乳がん・・・無料 マンモグラフィー・・・1,500円

子宮がん

マンモグラフィー併用

集

団

検

診



検診日程	場所	受付時間	定員
10月 1日（金）	第2分館	午後1時～ 1時30分	100名
10月 4日（月）	旧西共同利用施設		
10月 5日（火）	保健センター		
10月 6日（水）	つつみ会館		

※集団検診に都合が悪い方などは、町が指定する医療機関での子宮がん・乳がんの施設検査も実施していますので是非ご利用ください。（料金は無料です。）  
詳しくは、健康カレンダーをご覧ください。

# 忘れずに提出しましょう！



## 児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届

(平成11年7月以降に申請された方は今回、届の必要がありません。)

児童扶養手当を受けている方は現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は、所得状況届を、9月3日までに役場住民課へ提出して下さい。(支給停止の方も含みます。) 両手当とも、8月分以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するためのもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月分以降の手当が差し止められますのでご注意下さい。

### 児童扶養手当とは

さまざまな理由により父親と生活をしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。

### 特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

◎両手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

(ただし、児童扶養手当は支給要件に該当した日から5年を経過している場合には、正当な理由がある時を除き認定の請求ができません。)

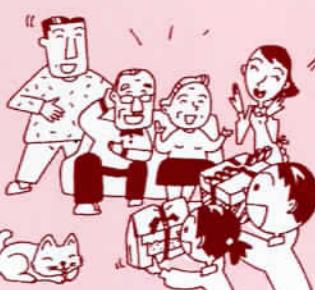
◎養育している方の所得などによって支給されない場合もあります。

■問合せ先 ■ 河内町役場 住民課 ☎ 84-2111 内線181

### 自衛官募集！

◆問合せ先◆  
竜ヶ崎募集事務所  
☎ 64-3351

募集種目	防衛大学校学生	防衛医科大学校学生	看護学生
推 薦	一般		
受付期間	9月6日～10日	9月14日～10月13日	9月14日～10月13日
試験期日	9月18日～19日	1次 11月13日～14日 2次 12月14日～17日	1次 11月6日～7日 2次 12月8日～10日
		1次 10月28日 2次 11月21日～25日	



※招待者の皆さんには、後日  
招待状を差し上げます。

敬老福祉大会  
招会期  
待者場日  
10月17日(日)  
河内中学校体育館  
70歳以上のお年寄り



### 応募方法

所定のはがきを使用して応募ください。  
※応募はがきは、役場に置いてあります。

平成11年8月1日から  
9月26日まで

(電話の受付は致しません。)

手術実施期間

平成11年10月20日から  
平成12年2月20日まで

問合せ先

社団法人茨城県獣医師会  
水戸市千波町1234-120  
☎ 0291-241-6242

### リハビリテーションセンター巡回相談のお知らせ

日時  
午前10時30分から正午  
(受付・相談)  
平成11年9月1日(水)

◎相談は原則として予約制  
○相談は原則として予約制  
身体障害者福祉司等

\*その他の、リハビリテーションに関する様々な相談  
ヨンに関する様々な相談  
理学療法士、心理判定員、  
医師、看護婦、  
精神障害者福祉司等

午前10時30分から正午

(診察) 午後1時から3時

江戸崎町地域福祉センター  
江戸崎町大字江戸崎甲一九九二  
☎ 0298-192-5711

茨城県立リハビリテーションセンター相談指導課  
☎ 0296-77-8614

### 予約・問合せ先

## 募集

再就職希望登録者を募集しています!



支援内容  
①再就職の準備に役立つ「情報誌」の送付

②教育訓練の受講を支援する「割引券」の発行

③「Re・Beワーカセミナー」への参加

④登録者同士の「交流会」

⑤再就職の準備についての「個別相談」など

無料です。

申込み・問合せ先  
(財)21世紀職業財團茨城事務所

将来的に再就職を希望する方  
所では、妊娠や出産、育児、  
または介護等のために退職し、  
になっています。

平成11年9月1日(木)

午前10時30分から正午

(受付・相談)

平成11年9月1日(水)

午前10時30分から正午

(受付・相談)

# ぼくの わたしの

[金江津保育所]



やまと りょうへい  
山内 涼平くん  
お花屋さん



すずな もりな  
篠田 茜ちゃん  
お花屋さん



さかい れいな  
酒井 鈴菜ちゃん  
スペースシャトルの運転手



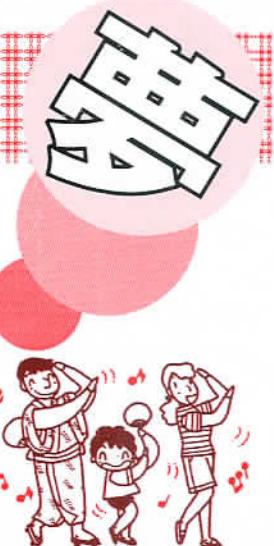
あおやぎ るいな  
青野 涼夏ちゃん  
お花屋さん



はしもと つよし  
橋本 侃くん  
お医者さん



こじま かずひろ  
小川 和貴くん  
忍者



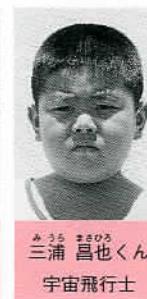
すずき あやか  
鈴木 佑奈ちゃん  
くだもの屋さん



こばやし たるくん  
小生 悠太くん  
水道屋さん



こまつ けいすけ  
小松崎慎裕くん  
パン屋さん



みうら まさひろ  
三浦 昌也くん  
宇宙飛行士



かねこ ごろ  
金澤 耕太くん  
消防士



たなべ けいすけ  
塙本 崇くん  
アンパンマン



かとう まい  
加藤 舞花ちゃん  
お花屋さん

## 俳句 かわち俳句会

あきらめることも幸せ茄子の花

鴻野 たけ  
吉田 四郎

百日紅朝の山門彩どれる

根本 たけし  
山本 和子

人の世は転廻転生誘蛾灯

石井 一江

里の湯に身を沈めてや初夏の月

田中 白芽

虫干しや着るあてもなき亡母の遺品

山田 幸夫

草の戸にいまだ主なき螢籠

田沼 和子

梅雨寒や卒寿の母の杖の音

山田 幸夫

水まくやしがらみスッパと切り捨てる

田中 白芽

勤め終え憂きを我慢の冷ビール

大森 つや

夕薔薇は鎖を引き摺りて

大閑 さと

自己主張してねち花は身をよじる

田中 康夫

青筑波樹々に抱かれ道祖神

中山 千代

何もかも夫にまかせて合歓の花

津根 としお

水打ちて燃えて句作の悦に入る

細谷 雨月

風鈴の部屋に風流な爺が居て

篠本 しげる

葉先より滴り落つる水の玉

飯島 ヨシノ

行水や乳房おさえて妻若し

川口 ふく

雲垂れて将門の里梅雨深し

平川 和楓

夏菊や亡兄を訪ねて九段坂

橋爪 かん

山梔子や悲しくなりし誕生日

飯塚 まさよし

老鶯や亡兄を訪ねて九段坂

川口 ふく

葉先より滴り落つる水の玉

細谷 雨月

## 短歌 かわち短歌会

抜ん出て百日草のひと本が早やも啻に朱を点じたり  
手触れなば切れむとぞ思ふ青葦の切つ先を縫ひ午後の蝶とぶ  
障害を持ちつつ花の手入れする妻の笑顔に百合よりかかる  
還暦を迎へてもなほ合唱学ぶと教へ子から葉書届けり  
夕焼けの空見上げれば思い出す我が故郷の雲の流れを  
針千本呑まねばならぬ科ありて清しき犬の眼眩しき  
鉢植のバセリを一葉づつ摘んで母は時折り食卓に載す

山青町山杉野浩  
田木田口田平  
幸マサ子一  
夫保雪鷗洋

# 町の歴史 あれこれ

町史編さん嘱託員 鈴木 久

(50)

新利根川の開削と築堤普請

前回、新利根川の開削は寛文三年（一六六三）の開始、六年竣工、翌七年利根川を引き入れたが、八年には廃川とし流路を旧に復したと書きまし。これは利根町の資料に基づいてのものですが、この時期については、実はいくつかの議論があります。大谷貞夫先生は郷土研究誌『かわち』創刊号で諸資料の検討の上疑問を出され、寛文三年普請開始、同五年十二月本格的築堤、翌六年正月五日に布川・布佐間を区切り、利根川を引き入れたとされ、さらにその年の工事でした。

## 河内屋堤と伏見屋堤（その1）

### 河内屋治兵衛の墓

河内屋は押堀から工事を始め順調に捲るかにみえたが、中山曾根地内（新利根町）の軟らかいケド地帯に入つて難行し、治兵衛は全財産を使い果たし、心労の余り病に倒れ、

七月の関東各地の大洪水では新利根川の開削で大迷惑しているとの強い訴えがあり、それが昭和二年に亡くなっています。これは昭和十一年に墓を建てられる筈はありません。

新川の開削は南北両側への大規模な堤防工事をともなうもので、北堤は江戸町人河内屋治兵衛（長兵衛との説も）が請負ったところから河内屋堤とよばれ、立木（利根町）の蛟網神社下から香取郡本新村押堀（東町）まで、南側はやはり江戸町人の伏見屋平四郎請負の伏見屋堤が布川山王下を起点とした大工事でした。

まず田地を失つたものに代替地を手当し寛文四年八月起工、翌年の十一月には完成したといわれています。まさに突貫工事でした。



完成を待たずに作業小屋で憤死したといわれています。その治兵衛の墓が中山曾根にあるというので上武先生と探し廻り、漸く堂前の「カワチヤラントウ」と呼ばれた所に発見しました。三基の墓の右端、六十七センチばかりの石塔には「先祖河内屋治兵衛之墓」「昭和十二年十二月本村台宿 施主鴻巣しな建之」と刻まれています。近所の話では、前によくお参りする人があつたとのことです。



そこで治兵衛の子孫が近くにいるのではなく、まず台宿の鴻巣という家を探していく

ちに、太右衛門家（当主は保さん）にしなという人がおることが分かりました。ところが昭和二年に亡くなっています。これは昭和十一年に墓を建てられる筈はありません。

時代は日中戦争勃発の昭和十二年、当時東京在住の鴻巣幸治郎氏が堤防跡地をもとめ、堤防の土で堀を埋め田としたところ、間もなく奇病にかかり悶え苦しみ、容易に快方に向かはず、易者にみてもらつたところ、昔堤防を築いた人家に入り、のち東京に出たとなりました。それでは何故そのしなさんが河内屋治兵衛の墓を建てたのか、不思議な話を大竹秀子さんからうかがいました。さらに「広報しん

開削・築堤の突貫工事にいに多くの犠牲が払われたか、その一端を伝える話として受け止めるべきでしょう。

## 戸籍の窓

7月届出分（敬称略）

### おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
み 美 成 黃 太 かず 一	優 龍 の 乃 郎 真	町 田 良 則
り 理	古 田 島 健 二	中 堤 向 川
ひ 離	野 高 輝 隆 江	堤 向 栗 町
とも 智 円	岩 橋 幸 成 貴 義	手 愛 岩 蔵
あ 朱	瀬 理 正 叔 則	藤 上 藏
	秋 鹿 叔 則	組 戸
	大 古 徹 也	上 十 三 間 戸
	内 藤 誠	

### おくやみ

氏 名	年 齢	地 区
福 田 市 郎	82	中 金 江 津
笠 貫 ツ	80	広 田
野 口 勉	80	下 町
関 野 彰 江	84	歩 家 津
高 橋 ひ て シ	95	下 金 江
牧 山 ヨ 伊	89	藤 片
篠 仲 山	81	中 卷
寺 本 松	85	曾 根
根 本 田	69	向 井
森 田 和	45	早 堤
飯 沼 孝	62	藤 向 藏
瀬 谷 忠	81	宿 堤
正 勝	28	

\*掲載を希望されない場合は、届出の際に申  
し出てください。

### 町の人口と世帯

平成11年8月1日現在  
人 口 12,002人 (+11)  
男 5,931人 (+8)  
女 6,071人 (+3)  
世帯数 3,240戸 (+8)



## かわち 自然・歴史散歩道

# 黄金色の散歩道

八月は葉月、町役場を出て、すぐ裏の稻荷神社祭神は宇迦御魂命様百穀商売繁昌の神、掘削を経て淨玄へ改築中の橋を見ながら羽子騎へ入ります。土師神社祭神は野見宿禰様で慶長年間の創立といわれています。力もちで埴輪の創設者ともいわれます。羽子騎を過ぎ古河林へ。ここは鷦宮神社祭神は天日鷦命様で木綿作りや矢羽作りの神です。

古河林から内野へ向かえば、見渡す限りの黄金の波、まさに「おかげのいらないかわちの米蔵」内野のまわりは秋のけなわ、集落の鹿島神社祭神は武甕槌命、いわずと知れた武と家内安全の神様、戦時中は、鹿島立ちと称して戦地へ行く人の守り神でした。元の黄金道を引き返して学校橋を渡り源清田へ出ます。

新橋の五十瀬神社祭神は天皇家の氏神様天照大神、慶長年間に生板の皇役場へ戻ります。神社を見ながらの大神よりわかち、祭られたと伝えられています。中曾根の道しるべを見て町行程約八キロの散歩道です。



### 町内の交通事故 7月発生状況（前年比）

発生件数件	2 件 (-4)
内 死 者 数	0 人 (±0)
訳 負傷者数	3 人 (-4)

竜ヶ崎警察署調べ

広報



■編集 河内町秘書広聴課

平成11年8月15日発行

〒300-1392

茨城県稻敷郡河内町源清田1183



散歩道  
マップ